

9.7 自然との触れ合い活動の場

9.7.1 現況調査

(1) 調査事項及びその選択理由

自然との触れ合い活動の場の現況調査の調査事項及び選択理由は、表9.7-1に示すとおりである。

表 9.7-1 調査事項及び選択理由

調査事項	選択理由
①自然との触れ合い活動の場等の状況 ②地形等の状況 ③土地利用の状況 ④法令等による基準等 ⑤東京都等の計画等の状況	事業の実施や大会の開催に伴い自然との触れ合い活動の場の状況、機能及び利用経路の変化が考えられることから、左記の事項に係る調査が必要である。

(2) 調査地域

調査地域は、計画地及びその周辺とした。

(3) 調査方法

1) 自然との触れ合い活動の場等の状況

調査は、既存資料調査及び現地調査によった。

ア. 既存資料調査

調査は、既存資料を用い、計画地及びその周辺の公園等の施設の名称、位置、目的、施設別の活動内容、周辺駅からの利用経路等を整理した。

イ. 現地調査

現地調査により、計画地及びその周辺の公園等の施設における自然との触れ合い活動の状況を確認した。

調査期間は、表9.7-2に示すとおりである。

表 9.7-2 調査期間

調査項目	調査時期	調査日	調査時間帯
人と自然との触れ合い の活動の場調査	春季	平日：平成 27 年 5 月 28 日(木) 休日：平成 27 年 5 月 31 日(日)	6：30～17：00
	夏季	平日：平成 27 年 8 月 3 日(月) 休日：平成 27 年 8 月 13 日(土)	6：30～17：00
	秋季	平日：平成 27 年 10 月 28 日(水) 休日：平成 27 年 10 月 18 日(日)	9：00～17：00
	冬季	平日：平成 28 年 1 月 16 日(金) 休日：平成 28 年 1 月 17 日(土)	9：00～16：00

2) 地形等の状況

調査は、「地形図」(国土地理院)、「土地条件図」(国土地理院)等の既存資料の整理によった。

3) 土地利用の状況

調査は、「東京の土地利用 平成 23 年東京都区部」(平成 25 年 5 月 東京都都市整備局)等の既存資料の整理によった。

4) 法令等による基準等

調査は、都市公園法（昭和 31 年法律第 79 号）、都市緑地法（昭和 48 年法律第 72 号）、都市公園法（昭和 43 年法律第 100 号）の法律の整理によった。

5) 東京都等の計画等の状況

調査は、「世田谷区都市整備方針」（平成 26 年 4 月 世田谷区）等の既存資料の整理によった。

(4) 調査結果

1) 自然との触れ合い活動の場等の状況

ア. 自然との触れ合い活動の場の状況

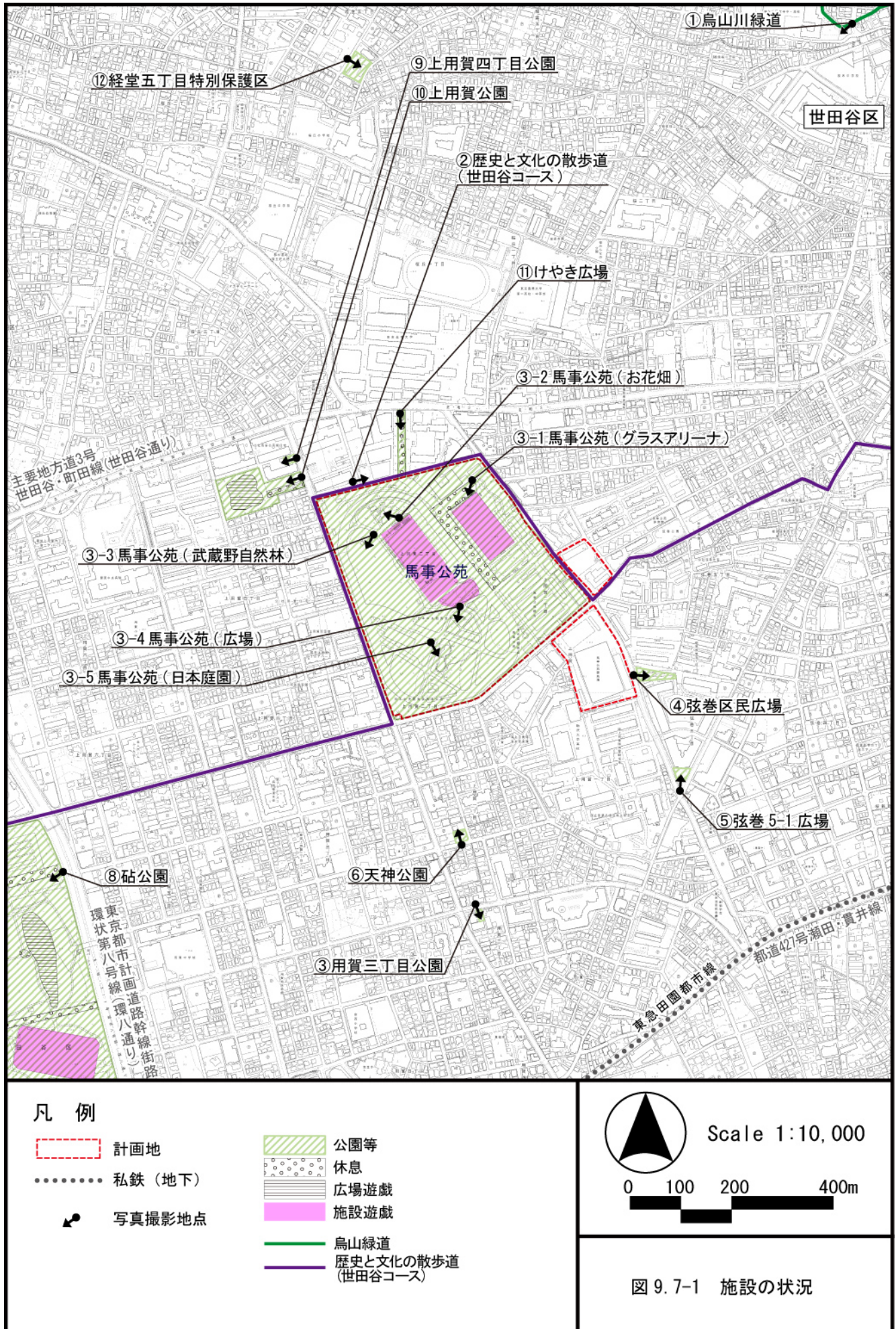
自然との触れ合い活動の場としては、緑や水辺空間といった自然に親しむことができる公園や特別保護区、緑道等を抽出した。

計画地内は馬術競技会場及び公園的施設であり、馬術関連施設のほか、お花畑や広場、日本庭園、武蔵野自然林等の自然との触れ合い活動の場が存在する。計画地周辺には、南西側に砧公園、西側に上用賀公園等が存在する。また、計画地周辺には、東京都が設定した「歴史と文化の散歩道（世田谷コース）」が、計画地北東側には世田谷区が設定した「烏山川緑道」が存在する。

自然との触れ合い活動の場等の名称及び位置は、表 9.7-3、図 9.7-1 に、状況は写真 9.7-1 に示すとおりである。

表 9.7-3 自然との触れ合い活動の場の名称及び位置

区 分	番号	名称	位置	目的等
遊歩道、 道路	①	烏山川緑道	世田谷区三宿二丁目－船橋七丁目（約 7.0km）	暗渠化された烏山川沿いに整備された緑道であり、緑道の半ばには「万葉の小径」があり、万葉集に詠まれた草花が植えられている。
	②	歴史と文化の散歩道（世田谷コース）	上町駅－砧公園（約 4.9Km）	歴史と文化の散歩道（世田谷コース）は、東急世田谷線上町駅から江戸中期の建築物である世田谷代官大場氏の役宅のある代官屋敷、庭園や遊び場なども整備された馬事公苑外周を通り、砧公園に至る。砧公園内の世田谷美術館はおしゃれな新名所となっている。
公園、 児童遊園	③	馬事公苑	世田谷区上用賀 2-1-1（約 185,600m ² ）	苑内には充実した馬術関連施設が整備されているほか、お花畑、広場、日本庭園、武蔵野自然林等の施設が設置されている。
	④	弦巻区民広場	世田谷区弦巻 5-1-18（約 900m ² ）	弦巻区民集会場に隣接した区立公園。水飲み場、ベンチ、砂場、遊具が設置されている。
	⑤	弦巻 5-1 広場	世田谷区弦巻 5-1（約 35m ² ）	弦巻五丁目の高木・低木が植栽された緑地広場。
	⑥	天神公園	世田谷区上用賀 1-8-1（約 540m ² ）	上用賀一丁目住宅地内の自動遊園。遊具、砂場、水飲み場、トイレのほか、適度な木陰となるベンチが設置されている。
	⑦	用賀三丁目公園	世田谷区用賀 3-27-13（約 200m ² ）	用賀三丁目住宅地内の自動遊園。遊具、砂場、水飲み場、適度な木陰となるベンチが設置されている。
	⑧	砧公園	世田谷区砧公園 1-1（約 391,800m ² ）	芝生広場と樹林からなるファミリーパークを中心として、アスレチック広場、サイクリングコース、ミニサッカー場、野球場が設置された都立公園。
	⑨	上用賀四丁目公園	世田谷区上用賀 4-33-16（約 230m ² ）	上用賀四丁目住宅地内の自動遊園。遊具、砂場、水飲み場、適度な木陰となるベンチが設置されている。
	⑩	上用賀公園	世田谷上用賀 4-32-32（約 31,100m ² ）	平成 28 年 3 月、旧衆議院速記者養成所跡地に整備された区立公園。大きな草地広場に遊具があり、公園周囲には約 30 本の桜を中心とした緑が広がっている。
	⑪	けやき広場	世田谷上用賀 2-3（約 4,450m ² ）	馬事公苑正門の北側に隣接する大きなケヤキ並木のある広場で、ベンチが設置されている。
	⑫	経堂五丁目特別保護区	世田谷区経堂 5-12-13（約 1,800m ² ）	「みどりの基本条例」により特別保護区に指定された樹林と湧水の池からなる貴重なオアシスであり、区民と行政の経堂による「特別保護区ボランティア養成講座」が実施されている。





①烏山川緑道



②歴史と文化の散歩道（世田谷コース）



③-1 馬事公苑（グラスアリーナ）



③-2 馬事公苑（お花畑）



③-3 馬事公苑（武蔵野自然林）



③-4 馬事公苑（広場）



③馬事公苑-5（日本庭園）



④弦巻区民広場

写真 9.7-1(1) 自然との触れ合い活動の場の状況



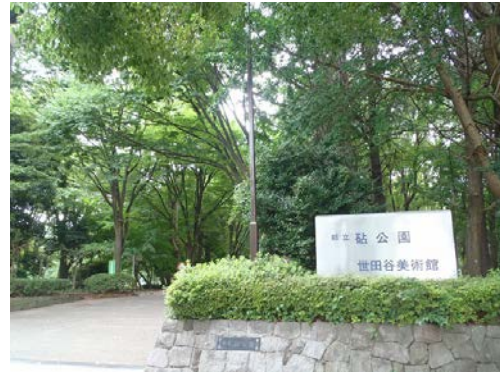
⑤弦巻 5-1 広場



⑥天神公園



⑦用賀三丁目公園



⑧砧公園



⑨上用賀四丁目公園



⑩上用賀公園



⑪けやき広場



⑫経堂五丁目特別保護区

写真 9.7-1 (2) 自然との触れ合い活動の場の状況

イ. 自然との触れ合い活動の場が持つ機能

自然との触れ合い活動の場が持つ機能は、表 9.7-4 に示すとおりである。

計画地周辺には、南西側に砧公園、西側に上用賀公園等の施設が存在し、施設内に広場、ベンチ、水飲み場、トイレ等が設置されている。また、計画地周辺には、歴史と文化の散歩道（世田谷コース）、烏山川緑道があり、散策等の利用が見られる。

平日の利用形態としては、各公園で散歩や休息利用が多く見られ、砧公園、馬事公苑では散策や休息、ジョギング等の利用が確認された。また、砧公園では野球場、ミニサッカー場の施設利用が見られた。

休日の利用形態としては、馬事公苑では家族連れの散策、休息のほか自然観察、乗馬等の利用が見られた。砧公園では家族連れでのボール遊び等の広場遊戯が見られた。散歩、休息、ジョギング等の利用は、平日よりも多数確認された。

表 9.7-4 自然との触れ合い活動の場が持つ機能

区 分	番号	名称	場が持つ機能
遊歩道、 道路	①	烏山川緑道	暗渠化された烏山川沿いに整備された緑道であり、「万葉の小径」には万葉集に詠まれた草花が植えられ、歴史と自然を感じる緑道となっている。緑道沿いの植栽整備が進められており、木々や草花を身近に感じる緑道のため、主に散策利用が見られた。
	②	歴史と文化の散歩道 (世田谷コース)	馬事公苑や砧公園に武蔵野の面影を偲びつつ、代官屋敷の江戸時代中期の建造物など歴史と文化を感じながら歩く散歩道である。砧公園や馬事公苑などの公園を結ぶ遊歩道であり、公園利用とあわせた散策等の利用が見られた。
公園、 児童 遊園	③	馬事公苑	充実した馬術関連施設に加え、苑内にはお花畑や遊具の設置された広場、日本庭園があり、家族連れでの広場遊戯や施設遊戯、散策利用のほか、乗馬利用が見られた。また、苑内には遊歩道の整備された武蔵野自然林があり、自然観察や野鳥観察等が見られた。
	④	弦巻区民広場	住宅地内に位置する区立公園で、児童の広場遊戯や施設遊戯のほか、周辺住民の散策利用が見られた。
	⑤	弦巻 5-1 広場	大規模集合住宅と隣接した、高木・低木の植栽された緑地のある広場である。散策やジョギング等の利用が見られた。
	⑥	天神公園	住宅地内に位置する児童公園で、児童の広場遊戯や施設遊戯が多く見られる。高木が植栽され、周辺住民の散策、休息利用が見られた。
	⑦	用賀三丁目公園	住宅地内に位置する児童公園で、児童の施設遊戯のほか、周辺住民の休息利用が見られた。
	⑧	砧公園	芝生広場と樹林からなるファミリーパークでは、家族連れによる広場遊戯やボール遊び等が見られた。アスレチック広場、サイクリングコース、ミニサッカー場、野球場が設置されており、スポーツを中心とした施設遊戯のほか、園内ではジョギングやサイクリング、散策等の利用が見られた。大きな樹木があり、ベンチでの休息利用のほか、自然観察等の利用が見られた。
	⑨	上用賀四丁目公園	住宅地内に位置する児童公園で、児童の施設遊戯のほか、周辺住民の休息利用が見られた。
	⑩	上用賀公園	大きな草地広場では、散歩や休息利用のほか、家族連れでのボール遊び等の広場利用が見られた。園内周囲にはサクラを中心とした植栽があり、散策やジョギング、自然観察等の利用が見られた。
	⑪	けやき広場	大きなケヤキ並木の間に広場があり、散策や広場遊戯のほかベンチでの休息利用が見られた。
	⑫	経堂五丁目特別保護区	樹林地と湧水の池からなる貴重な緑地であり、コブシやモクレンなどが樹林地を形成している。「みどりの基本条例」による特別保護区、「都市緑地法」による特別緑地保全地区に指定されており、一般公開は年 2 回（春・秋）となっている。 「特別保護区ボランティア」により、生物調査や管理作業が実施されており、区民と行政の協働による環境保全活動が行われている。

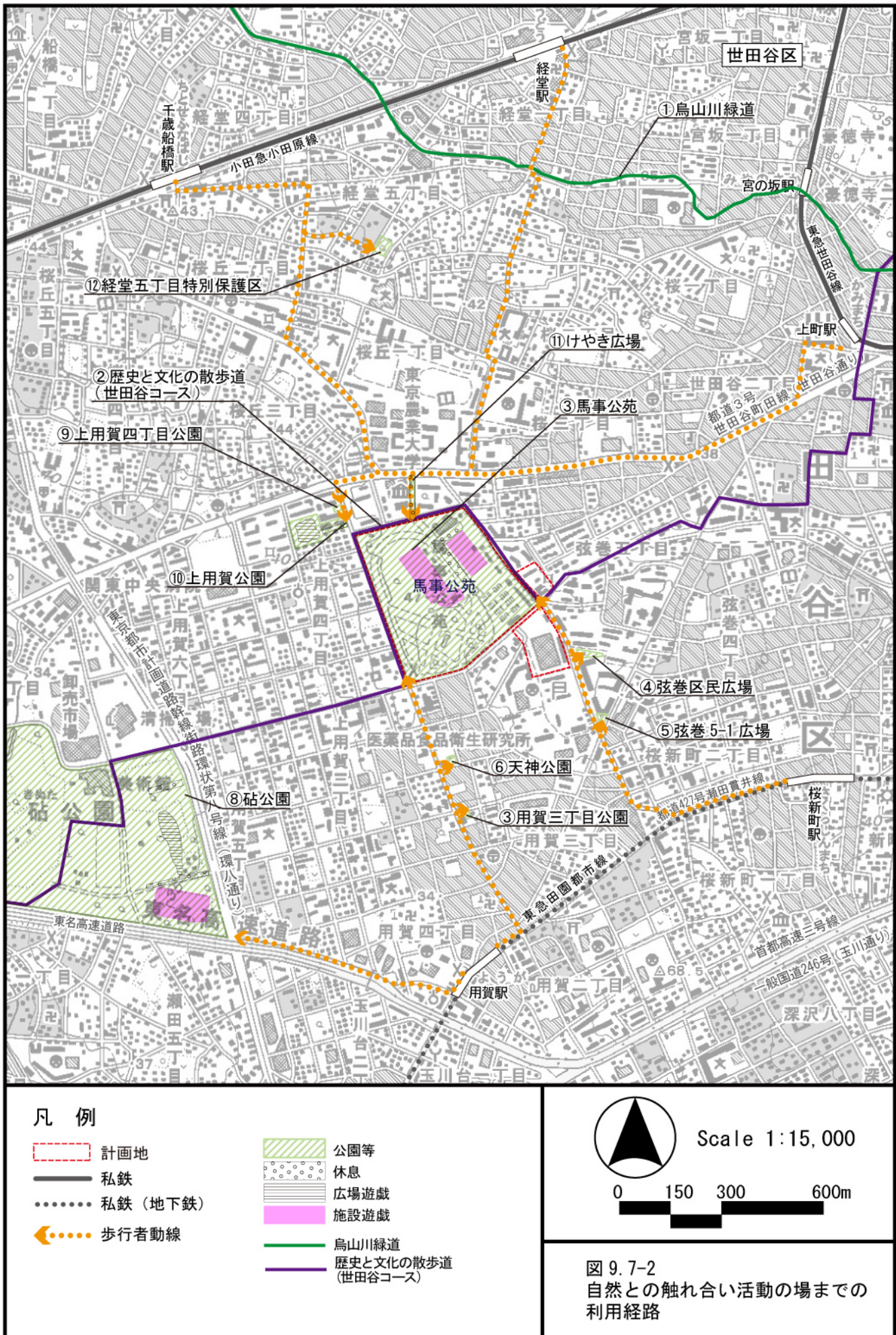
ウ. 自然との触れ合い活動の場までの利用経路

アクセス経路（歩行者動線計画）の状況は、「7.2.4 事業の基本計画（5）歩行者動線計画」（p. 19 参照）に示したとおりである。

また、鉄道路線の各駅からのアクセス経路と所要時間は、表 9.7-5 及び図 9.7-2 に示すとおりである。

表 9.7-5 自然との触れ合い活動の場までの利用経路の状況

区 分	番号	名称	駅名	距離	標準所要時間
遊歩道、 道路	①	烏山川緑道	宮の坂駅	0m	約 0 分
	②	歴史と文化の散歩道（世田谷コース）	上町駅	0m	約 0 分
公園、 児童遊園	③	馬事公苑	用賀駅 桜新町 千歳船橋駅 経堂駅 上町駅	1,600m 1,300m 1,400m 1,800m 1,500m	約 20 分 約 16 分 約 18 分 約 22 分 約 19 分
	④	弦巻区民広場	桜新町駅	1000m	約 12 分
	⑤	弦巻 5-1 広場	桜新町駅	750m	約 9 分
	⑥	天神公園	用賀駅	800m	約 10 分
	⑦	用賀三丁目公園	用賀駅	650m	約 8 分
	⑧	砧公園	用賀駅	1,000m	約 12 分
	⑨	上用賀四丁目公園	千歳船橋駅	1,400m	約 17 分
	⑩	上用賀公園	千歳船橋駅	1,400m	約 17 分
	⑪	けやき広場	千歳船橋駅 経堂駅 上町駅	1,300m 1,700m 1,500m	約 16 分 約 21 分 約 19 分
	⑫	経堂五丁目特別保護区	千歳船橋駅	750m	約 9 分



2) 地形等の状況

地形の状況は、「9.1 大気等 9.1.1 現況調査 (4) 調査結果 3) 地形及び地物の状況」(p.64参照)に示したとおりである。

計画地は、武蔵野台地の豊島台と呼ばれる洪積台地(武蔵野面)に位置している。計画地及びその周辺は、地盤高が T.P. +40m 前後の概ね平坦な地形である(計画地は T.P. +45m~48m 程度)。

3) 土地利用の状況

土地利用の状況は、「9.1 大気等 9.1.1 現況調査 (4) 調査結果 4) 土地利用の状況」(p.64参照)に示したとおりである。計画地は、主に「公園、運動場等」となっているほか、「事務所建築物」、「スポーツ・興業施設」、「倉庫運輸関係施設」及び「集合住宅」となっている。計画地北側には「集合住宅」や「独立住宅」、東京農業大学等の「教育文化施設」等があり、南側には「独立住宅」や「集合住宅」、「教育文化施設」である駒澤大学高等学校、陸上自衛隊用賀駐屯地や厚生労働省国立医薬品食品衛生研究所等の「官公庁施設」、東側には「集合住宅」や「独立住宅」等、西側には「集合住宅」や「独立住宅」、用賀小学校等の「教育文化施設」等が立地している。

4) 法令等による基準等

自然との触れ合い活動の場に関する法令等による基準等は、表 9.7-6 に示すとおりである。

表 9.7-6 自然との触れ合い活動の場に関する法令等

法令・条例等	責務等
都市公園法 (昭和 31 年法律第 79 号)	(目的) 第一条 この法律は、都市公園の設置及び管理に関する基準等を定めて、都市公園の健全な発達を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的とする。 (都市公園の管理) 第二条の三 都市公園の管理は、地方公共団体の設置に係る都市公園にあつては当該地方公共団体が、国の設置に係る都市公園にあつては国土交通大臣が行う。
都市緑地法 (昭和 48 年法律第 72 号)	(目的) 第一条 この法律は、都市における緑地の保全及び緑化の推進に関し必要な事項を定めることにより、都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）その他の都市における自然的環境の整備を目的とする法律と相まつて、良好な都市環境の形成を図り、もって健康で文化的な都市生活の確保に寄与することを目的とする。 (国及び地方公共団体の任務等) 第二条 国及び地方公共団体は、都市における緑地が住民の健康で文化的な生活に欠くことのできないものであることにかんがみ、都市における緑地の適正な保全と緑化の推進に関する措置を講じなければならない。 (緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画) 第四条 市町村は、都市における緑地の適正な保全及び緑化の推進に関する措置で主として都市計画区域内において講じられるものを総合的かつ計画的に実施するため、当該市町村の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画（以下「基本計画」という。）を定めることができる。
都市計画法 (昭和 43 年法律第 100 号)	(目的) 第一条 この法律は、都市計画の内容及びその決定手続、都市計画制限、都市計画事業その他都市計画に関し必要な事項を定めることにより、都市の健全な発展と秩序ある整備を図り、もって国土の均衡ある発展と公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。 (国、地方公共団体及び住民の責務) 第三条 国及び地方公共団体は、都市の整備、開発その他都市計画の適切な遂行に努めなければならない。
世田谷区街づくり条例 (平成 7 年条例第 17 号)	(目的) 第一条 この条例は、世田谷区基本構想が示す区の将来像の実現を図るため、街づくりについての必要な事項及び都市計画法第 16 条第 2 項の規定に基づく地区計画等の案の作成手続等に関する事項を定めることにより、安全で住みやすい快適な環境の市街地の整備、開発及び保全を推進することを目的とする。 (区の責務) 第五条 区は、街づくりに関し必要な調査を行うとともに、基本的かつ総合的な施策を策定し、計画的に実施しなければならない。 2 区は、前項の規定による施策の策定及び実施に当たっては、区民等及び事業者の理解と協力を得るよう適切な措置をとるとともに、区民等の意見を十分に反映するよう努めなければならない。

5) 東京都等の計画等の状況

自然との触れ合い活動の場に関する東京都等の計画等は、表 9.7-7 に示すとおりである。

表 9.7-7 自然との触れ合い活動の場に関する計画等

関係計画等	目標・施策等
世田谷区都市整備方針 (平成 26 年 4 月 世田谷区)	都市整備方針は、世田谷区街づくり条例を根拠とし、都市計画法第 18 条の 2 に定められた「市町村の都市計画に関する基本的な方針」として定めるもので、世田谷区の長期的な視点に立った都市づくり・街づくりの総合的な基本方針である。 公園・緑地の正接配置構想は、は都市環境や景観の改善、防災性の向上、健康・レクリエーションの場、自然環境の保全、地域コミュニティ形成の場など、多様な役割を担うことを踏まえて、整備や再整備を進める方針としている。また、大規模な総合公園・地区公園から身近な街区公園まで区内にバランスよく配置し、未開設の都市計画公園・緑地については、優先整備区域を定め計画的に整備を進めるとともに、ユニバーサルデザインによる整備を進める方針としている。
世田谷区みどりとみずの基本計画 (平成 20 年 3 月 世田谷区)	みどりとみずの基本計画は、世田谷区みどりの基本条例に定める「みどりの保全および創出に関する基本計画」であり、都市緑地法に定める「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」である。 世田谷区基本構想・基本計画を上位計画とし、都市整備方針や環境基本計画その他、区のさまざまな分野別計画とも整合し、かつ連携を図る計画としている。 みどりとみずの基本計画を推進するため、みどりとみずの行動計画を策定し、世田谷区実施計画に反映する。

9.7.2 予測

(1) 予測事項

予測事項は以下に示すとおりとした。

- 1) 自然との触れ合い活動の場の消滅の有無又は改変の程度
- 2) 自然との触れ合い活動の阻害又は促進の程度
- 3) 自然との触れ合い活動の場までの利用経路に与える影響の程度

(2) 予測の対象時点

予測の対象時点は、東京 2020 大会の実施に伴う建設工事等において、自然との触れ合い活動の場及び自然との触れ合い活動に変化が生じるとされる時点とし、大会開催前、大会開催中、大会開催後のそれぞれ代表的な時点又は期間のうち、大会開催前、大会開催後とした。

(3) 予測地域

予測地域は、計画地及びその周辺とした。

(4) 予測手法

予測手法は、自然との触れ合い活動の場の位置、区域及び分布状況並びに活動内容と東京 2020 大会計画とを比較（重ね合わせなど）する方法によった。

(5) 予測結果

1) 自然との触れ合い活動の場の消滅の有無又は改変の程度

計画地は馬術競技会場及び公園的施設であり、計画地内には武蔵野自然林やお花畑等の緑地のほか、広場や日本庭園等が整備され、自然との触れ合い活動の場が存在する。事業の実施により、お花畑や広場、日本庭園等の一部は改変されるが、武蔵野自然林や外周部樹林帯は、保全エリアとして樹木保全を基本とし、苑内については可能な限り既存樹木を残す計画としている。また、苑内の一部の樹木は移植を行いつつ、適宜、新植樹木を配植して緑量を確保する計画としている。

事業の実施に当たっては、世田谷区みどりの基本条例(平成 17 年世田谷区条例第 13 号)における基準緑化をそれぞれの敷地（北エリア、南エリア、公和寮エリア）で満たし、北エリアで約 49,700m²、南エリアで約 5,330m²、公和寮エリアで約 860m²とする計画としている。緑化計画については、苑内で親しまれてきたお花畑やウメ、サクラ、インアリーナやグラスアリーナ周辺のフジ等については、人の回遊性が無く分節されていたため、一年を通じて見どころのある広場とする四季の広場として集約する計画としている。また、正門から近く利便性の高い位置に、原っぱ広場・子ども広場として拡がりのある大きな草地の広場を設けることで、馬と人にとってフレキシブルな空間とするほか、広域避難場所の機能としても活用できるように、緑空間を整備する計画としている（図 7.2-5 緑化計画図（p.22）参照）。これらの空間は、新たな自然との触れ合い活動の場として、周辺の自然との触れ合い活動の場とともに利用されるものと予測する。

2) 自然との触れ合い活動の阻害又は促進の程度

施設の建設における、周辺地域の自然との触れ合い活動の阻害要因としては、建設機械の稼働に伴う大気汚染、騒音・振動、工事用車両の走行に伴う影響が考えられる。建設機械の稼働に伴う大気汚染等については、「9.1 大気等」、「9.6 騒音・振動」に示したとおり、各種のミティゲーションを実施することにより、その影響を低減する。工事用車両の走行に関しては、沿道環境への影響を極力小さくするため、工事用車両は、主に主要地方道 3 号世田谷町田線（世田谷通り）、東京都市計画道路幹線街路環状第八号線（環八通り）、一般国道 246 号（玉川通り）の幹線道路から計画地へ出入場する計画としている。

苑内には、これまで親しまれてきたお花畑やウメ、サクラ、メインアリーナやガラスアリーナ周辺のフジ等について、人の回遊性に配慮した四季の広場として集約する計画としている。また、正門から近く利便性の高い位置に、原っぱ広場・子ども広場として拡がりのある大きな草地の広場を設けることで、馬と人にとってフレキシブルな空間を整備する計画としていることから、周辺の自然との触れ合い活動も含めた利用者の利便性が向上するものと予測する。

3) 自然との触れ合い活動の場までの利用経路に与える影響の程度

施設の建設に伴う工事用車両の走行に関しては、計画地周辺の自然との触れ合い活動の場への利用経路が、いずれも近接する駅等から歩道や歩道橋によって歩車分離が確保されていることから、一般歩行者の通行は現状と変化しないと予測する。

また、計画地周辺の散策やジョギング等の自然との触れ合い活動の場の利用者も含めた一般歩行者の通行に支障を与えないよう、工事用車両の出入口には交通整理員を配置する計画としている。

9.7.3 ミティゲーション

(1) 予測に反映した措置

- ・武蔵野自然や外周部樹林帯は、保全エリアとして樹木保全を基本とし、苑内については可能な限り既存樹木を残す計画としている。
- ・苑内の一部の樹木は移植を行いつつ、適宜、新植樹木を配植して緑量を確保する計画としている。
- ・世田谷区みどりの基本条例(平成 17 年世田谷区条例第 13 号)における基準緑化をそれぞれの敷地（北エリア、南エリア、公和寮エリア）で満たし、北エリアで約 49,700m²、南エリアで約 5,330m²、公和寮エリアで約 860m²とする計画としている。
- ・苑内で親しまれてきたお花畑やウメ、サクラ、メインアリーナやガラスアリーナ周辺のフジ等については、人の回遊性が無く分節されていたため、一年を通じて見どころのある広場とする四季の広場として集約する計画としている。
- ・正門から近く利便性の高い位置に、原っぱ広場・子ども広場として拡がりのある大きな草地の広場を設けることで、馬と人にとってフレキシブルな空間とするほか、広域避難場所の機能としても活用できるように、緑空間を整備する計画としている。
- ・工事用車両の出入口には交通整理員を配置する予定とし、計画地周辺の自然との触れ合い活動の場の利用者も含めた一般歩行者の通行に支障を与えないよう配慮する計画としている。

(2) 予測に反映しなかった措置

- ・低公害型の工事用車両を極力採用し、不要なアイドリングの防止を徹底する計画である。
- ・資材の搬出入に際しては、走行ルートへの検討、安全走行等により、騒音及び振動の低減に努める計画としている。

9.7.4 評価

(1) 評価の指標

評価の指標は、自然との触れ合い活動の場及び人と自然との触れ合い活動の現況とした。

(2) 評価の結果

1) 自然との触れ合い活動の場の消滅の有無又は改変の程度

事業の実施により、お花畑や広場、日本庭園等の一部は改変されるものの、武蔵野自然林や外周部樹林帯を保全エリアとして樹木保全を行う計画としている。また、世田谷区みどりの基本条例(平成17年世田谷区条例第13号)における基準緑化を満たす計画であり、苑内の一部の樹木は移植を行いつつ、適宜、新植樹木を配植して緑量を確保する計画としている。さらに、苑内で親しまれてきたお花畑やウメ、サクラ、メインアリーナやガラスアリーナ周辺のフジ等については、一年を通じて見どころのある四季の広場として集約し、正門から近く利便性の高い位置に広域避難場所としても活用できる大きな草地の原っぱ広場・子ども広場を設ける計画としていることから、新たな自然との触れ合い活動の場が創出される。

以上のことから、現況の計画地内の自然との触れ合い活動の場は改変されるものの、開催後には新たな自然との触れ合い活動の場が創出され、周辺の自然との触れ合い活動の場とともに一体的に利用され、評価の指標を満足するものとする。

2) 自然との触れ合い活動の阻害又は促進の程度

施設の建設に伴う、建設機械の稼働、工事用車両の走行により、計画地周辺における自然との触れ合い活動が阻害されるおそれがあるが、建設機械の平準化等のミティゲーションを実施することにより、その影響を低減する。

また、これまで苑内で親しまれてきたお花畑やウメ、サクラ、メインアリーナやガラスアリーナ周辺のフジ等について、人の回遊性に配慮した四季の広場として集約する計画としている。さらに、正門から近く利便性の高い位置に、原っぱ広場・子ども広場として広がりのある大きな草地の広場を設けることで、馬と人にとってフレキシブルな空間を整備する計画としていることから、利用者の利便性が向上するものと予測する。

以上のことから、計画地内に新たに創出される自然との触れ合い活動の場は、周辺の自然との触れ合い活動の場とともにその活動を促進することから、評価の指標を満足するものとする。

3) 自然との触れ合い活動の場までの利用経路に与える影響の程度

施設の建設に伴う工事用車両の走行により、自然との触れ合い活動の場までの利用経路に影響を及ぼすおそれがあるが、周辺の自然との触れ合い活動の場の利用者も含めた一般歩行者の通行に支障を与えないよう、工事用車両の出入り口には交通整理員を配置する予定である。

また、計画地周辺の自然との触れ合い活動の場への利用経路は、いずれも近接する駅等から歩道や歩道橋によって歩車分離が確保されていることから、一般歩行者の通行は現状と変化しないものとする。

以上のことから、周辺の自然との触れ合い活動の場までの利用経路は維持され、評価の指標

を満足するものとする。